

京都市駐車場整備連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 京都都市計画駐車場整備地区において、総合的かつ計画的な駐車場の整備を推進するため、京都市駐車場整備連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事項について連絡及び協議を行う。

- (1) 駐車場法第4条に基づき策定する駐車場整備計画に関すること。
- (2) その他駐車場整備地区における駐車場の計画的な整備の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 会長は、市長が指名する。

(運営)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室に置く。

(その他)

第6条 本設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この設置要綱は平成8年11月14日から施行する。

附 則

この設置要綱は平成20年4月1日から施行する。

学識経験者	
有識者	
駐車場関係団体	
市民公募委員	
関係行政機関	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長
	京都府建設 交通部 道路建設課長
	京都府警察本部 交通部 交通規制課長
	京都府警察本部 交通部 駐車対策課長
京都市関係課	都市計画局 歩くまち京都推進室長
	産業観光局 商工部 商業振興課長
	都市計画局 都市企画部 都市計画課長
	都市計画局 建築指導部 建築審査課長
	都市計画局 歩くまち京都推進室 企画課長
	建設局 建設企画部 建設企画課長
	建設局 土木管理部 道路河川管理課技術調整担当課長
	建設局 土木管理部 自転車政策課長